「東海道新幹線利用の訪日客を対象とした名古屋をゲートウェイとする広域周遊促進事業　FAMトリップ運営管理等業務委託」に関するプロポーザル募集要領

１ 業務の目的

本業務は、豪州・米国をはじめとする英語圏市場において送客力を有するランドオペレーター及び旅行会社を対象に、名古屋を拠点とした広域周遊の魅力を体感するFAMトリップを実施し、旅行商品の造成及び販売促進につなげることを目的とするものである。

英語圏市場においては、東京・大阪を起点とした旅行が主流であり、名古屋での下車・宿泊や中央日本エリアへの周遊は限定的な状況にある。このため、実際に現地を視察・体験する機会を提供し、観光資源や周遊ルートの具体的な理解を促進するとともに、商品化に向けた実務的な検討を促す必要がある。

本業務では、名古屋市を起点に愛知県及び岐阜県を中心とした広域エリアにおいて、交通利便性、観光資源、体験コンテンツ等を組み合わせた行程を設計し、参加者が旅行商品として造成・販売しやすい視点での視察・体験機会を提供する。

あわせて、東海旅客鉄道株式会社等の交通事業者とも連携し、ゴールデンルート上の移動利便性を踏まえた広域周遊の実現可能性を提示することで、名古屋を拠点とした周遊商品の造成を促進し、将来的な来訪者の拡大及び滞在の長期化につなげるものである。

２ 業務概要

（１）業務名

「東海道新幹線利用の訪日客を対象とした名古屋をゲートウェイとする広域周遊促進事業　FAMトリップ運営管理等業務委託」

（２）業務期間

契約締結日から令和8年9月30日（水）

（３）業務内容

別添「東海道新幹線利用の訪日客を対象とした名古屋をゲートウェイとする広域周遊促進事業　FAMトリップ運営管理等業務委託仕様書」のとおり

（４）委託料上限額　3,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

３ 応募資格

以下の全ての要件を満たす事業者であること。

（１）令和7、8年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本契約の締結日までに申請区分「業務委託」、申請業種「催事等の企画・運営」「宣伝・広告の企画」のいず

れかの競争入札参加資格を有すると認定された事業者であること。

（２）本企画提案の募集の日から契約候補者選定までの間に国または地方公共団体及び名古屋市競争入札参加資格の停止期間がないものであること。

（３）事業者が共同して提案することも可とする。その場合は、代表者を定めること。ただし、1事業者が2つ以上の共同提案へ参加すること、または、共同提案に参加しながら単独で応募することは不可とする。

（４）宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団もしくは暴力団員と関係し、その統制下にある団体ではないこと。

４ 選定スケジュール（予定）

令和8年5月18日（月）～	募集要領公表・募集開始
5月26日（火）	質問票【様式1】提出期限　午後4時まで
5月29日（金）	質問に対する回答　　午後4時までに公開
6月 5日（金）	企画提案書提出期限 午後4時（必着）
6月 8日（月）～ 6月12日（金）	選定委員会(書面評決)実施予定
6月18日（木）	契約締結予定

５ 応募手続きについて

（１）担当窓口　　（公財）名古屋観光コンベンションビューロー
観光部国際グループ
担当：戸松、上野
電話：052-202-1680
住所：〒460-0008
名古屋市中区栄二丁目10-19　名古屋商工会議所ビル11階
＜メールアドレス＞intl@ncvb.or.jp

（２）募集要領等の配布について

① 配布期間　令和8年5月18日（月）～6月5日（金）

② 配布方法　名古屋市観光公式サイト「名古屋コンシェルジュ」財団ページ内において公示する。
https://www.nagoya-info.jp/ncvb/

③ 配布内容

ア「東海道新幹線利用の訪日客を対象とした名古屋をゲートウェイとする広域周遊

促進事業　FAMトリップ運営管理等業務委託」に関するプロポーザル募集要領（本紙）

イ「東海道新幹線利用の訪日客を対象とした名古屋をゲートウェイとする広域周遊促進事業　FAMトリップ運営管理等業務委託」仕様書

ウ「東海道新幹線利用の訪日客を対象とした名古屋をゲートウェイとする広域周遊促進事業　FAMトリップ運営管理等業務委託」評価基準

エ 様式１＿質問票

オ 様式２＿企画提案書

カ 様式３＿業務実施体制

キ 様式４＿業務の実施方針及び手法

ク 様式５＿業務実績

（３）本業務に関する質問と回答について

① 質問票　別紙（様式１）

② 質問受付期間　令和8年5月18日（月）～26日（火）午後4時まで

③ 質問方法　電子メール利用のこと

④ 宛先　＜メールアドレス＞intl@ncvb.or.jp

⑤ 件名　「東海道新幹線利用の訪日客を対象とした名古屋をゲートウェイとする広域周遊促進事業　FAMトリップ運営管理等業務委託」に関する質問

⑥ 回答　名古屋市観光公式サイト「名古屋コンシェルジュ」財団ページ内において令和8年5月29日（金）午後4時までに公開する
https://www.nagoya-info.jp/ncvb/

（４）企画提案書等の提出について

① 提出書類

ア 企画提案書（様式２）

イ 業務実施体制（様式３）

ウ 業務の実施方針及び手法（様式４）
※業務スケジュールについて必ず記述すること。

エ 業務実績（様式５）

オ 見積書及び内訳書（様式は自由）

カ 提案者の概要が分かる資料（会社パンフレットなど）

キ 構成員名簿（共同体での申請の場合のみ）

ク 名古屋市競争入札参加資格を示す書面(申請中の場合は申請書の写し)

② 作成にあたっての注意事項

ア 提出書類は正本（1 部）、副本（7 部）の合計 8 部作成する。

（提出書類のうち、①クは 1 部を正本に添付する。）

イ 正本には業務実績に記載した内容が確認できる書類（契約書の写し、受注証明書等）を添付する。

ウ 企画提案書はＡ４判（長辺綴じ）で作成し、他の説明資料についてもＡ４判に合わせて用意すること。（折込んでＡ４判にすることは可）

エ 副本の事業者名が特定できる部分は黒塗りすること。

オ 企画提案に係る費用は、提案者の負担とする。

カ 提出された提案書等は返却しない。

キ 提出期限後は提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない。

（ただし、ビューローから指示があった場合を除く）

③ 提出締切 令和8年6月5日（金） 午後4時（必着）

④ 提出方法 郵送（配達証明に限る）又は持参

宛先 （公財)名古屋観光コンベンションビューロー

観光部国際グループ 戸松、上野

住所：〒460-0008

名古屋市中区栄2丁目10-19 名古屋商工会議所ビル11階

6 審査

企画提案の審査は「東海道新幹線利用の訪日客を対象とした名古屋をゲートウェイとする広域周遊促進事業 FAMトリップ運営管理等業務委託」企画提案選定委員会が行う。

（１）審査(書面審査)

期間：令和8年6月8日（月）～12日（金）

※企画提案者が1社であっても、書面審査は成立するものとする。

（２）その他

審査は非公開で行い、審査の結果等に関する問合せには応じない。

7 審査結果の通知・公表について

審査の結果は、全提案者に書面にて通知するとともに、名古屋市観光公式サイト「名古屋コンシェルジュ」財団ページ内において順位と点数を公開する。

＜ホームページアドレス＞https://www.nagoya-info.jp/ncvb/

8 その他

（１）無効となる提案等

① 次に該当する提案は無効とする

ア 本募集要領に示した参加資格を有しない者の提案
イ 企画提案書等に虚偽の記載をした者の提案
ウ 本要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案
エ 見積もり金額が２における契約上限金額を超える提案
オ 審査の公平性に影響を与える行為をした者の提案カ 仕様書上示した内容を満たしていない提案

② 参加資格があることを確認された者であっても、契約候補者選定までの間に参加資格を有しないこととなった者は、参加資格を有しない者に該当する。

（２）参加資格

本企画提案に参加を希望する者で、３（１）に掲げる競争入札参加資格を有していない者は、名古屋市ホームページの入札参加者登録において必要事項を入力した後、印刷した競争入札参加資格審査申請その他所定の必要書類を次の場所に提出し、契約の締結日までに当該資格の認定を受けること。

＜URL＞https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/

＜提出先＞

名古屋市財政局契約部契約監理課審査係(名古屋市役所西庁舎 11F)

住所：〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1

電話：052-972-2321

９ 契約手続き等

（１）委託料上限額　3,000千円（消費税及び地方消費税含む）

※上記委託料には、企画提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、ビューローとの打合せに要する費用を含む。

（２）契約方法

受託候補者と仕様書の内容、委託料限度額等について協議の上、委託契約を締結する。

（３）委託料の支払

原則として精算払いとする。

なお、委託料の支払いは日本円によるものとし、日本国内の金融機関に開設された銀行口座への振込に限る。海外の銀行口座への送金その他これに類する支払方法には対応しない。

（４）一括下請け及び再委託の禁止

業務の全部または主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

（５）個人情報の保護

本業務の処理にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。

（６）契約書及び仕様書

別途作成・提示する。

（７）本業務は、観光庁補助事業の採択を前提として実施するものであるため、当該補助事業が不採択となった場合には、本プロポーザルの実施結果にかかわらず、契約を締結しない場合がある。